

菰野町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

この菰野町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、菰野町耐震改修促進計画に示されている「住宅の耐震化の促進」に関する具体的な取組内容について定めたものである。

1 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するため、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

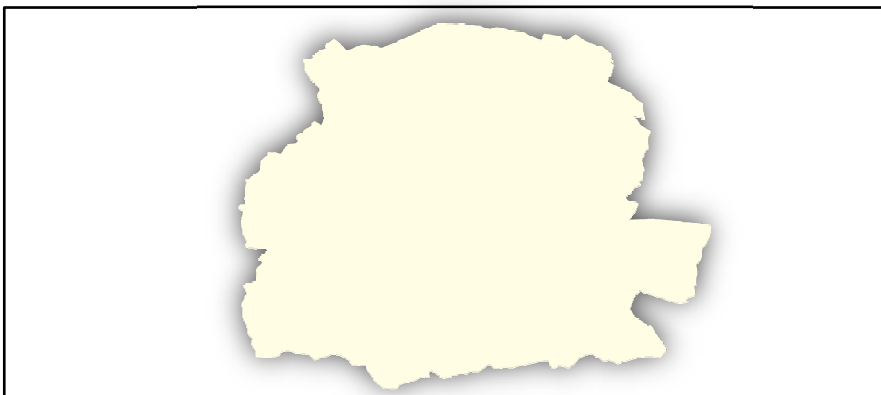
2 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、本町の住宅耐震化の状況から次の区域とする。

緊急耐震重点区域：菰野町 全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された住宅



3 取組期間

本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

取組期間：令和8年度～令和12年度（5年間）

	R8	R9	R10	R11	R12
戸別訪問 普及啓発等					

4 戸別訪問の実施

戸別訪問は下記のとおり行う。

- リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する。
- 不在の場合は、資料をポストインする。
- 訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）を記録・整理する。

※ 木造住宅（旧耐震基準）の戸別訪問を優先的に行うこととし、完了後に木造住宅（新耐震基準）や非木造住宅の戸別訪問を行うこととする。

5 その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、次の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 広報紙による周知
- ラジオ放送による周知
- 庁舎でのブース展示の実施

6 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県及び（非）三重県木造住宅耐震促進協議会と連携して活動に取り組む。

7 具体的な取組内容について

① 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

- ・「4 戸別訪問の実施」により実施する

② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- ・耐震診断結果報告時に委託事業者等から住宅所有者に対して、改修補助制度等の説明を行う。
- ・耐震診断後、耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話連絡等の方法により耐震改修を促す。

③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- ・改修事業者の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)向上に係る説明会等を行う。
- ・ホームページ等により改修事業者リスト等に関する情報提供を行う。

④ 耐震化の必要性に係る普及啓発

- ・「5 その他の普及啓発活動」により実施する。

8 住宅耐震化に係る支援目標

木造住宅耐震化支援事業	R8	R9	R10	R11	R12
耐震診断	20	20	20	20	20
耐震補強設計	3	3	3	3	3
耐震補強工事	3	3	3	3	3
除却工事	20	20	20	20	20

9 取組実績に関する自己評価

① 前年度(令和7年度)の取組実績

- ・住宅耐震化支援事業については、耐震診断・耐震補強設計・耐震補強工事・除却工事への支援を実施した。
- ・菰野第三区(菰野中学校南側付近)において、個別訪問・チラシ配布を行った。
- ・耐震診断結果報告時に委託事業者から住宅所有者に対して、改修補助制度等の説明を行った。

② 前年度(令和7年度)の課題

- ・耐震補強設計・耐震補強工事・除却工事については、申請数が当初目標件数に達しなかった。
- ・耐震診断数と比べて耐震補強設計・補強工事に係る申請件数が少ない。

③ 令和8年度の取組方向

- ・無料耐震診断受診者に対する個別の働きかけにより、耐震補強設計・補強工事を案内し、制度の活用を促す。
- ・特に密集した市街地において、個別訪問・チラシ配布等の耐震化を促す取組を実施する。